

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目 次

◇告 示 保険薬剤師の登録

土地改良法による換地計画の決定(三件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画
に関する意見の聴取

告 示

鳥取県告示第三百二十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保
険局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
石 上 順 子	鳥業第三四七号	昭和五十二年四月七日

鳥取県告示第三百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の
規定に基づき、箕蚊屋地区第八工区県管は場整備事業の施行に係る地域の
換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条
第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年五月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所及び岸本町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第九工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第十工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十三号

昭和五十二年四月七日付けで東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己ほか十八人の者から申請のあつた別所地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
八上地区は場整備事業	昭和五十一年三月三十日	八上土地改良区
吉長地区農業用排水事業	昭和五十一年十二月十日	岸本町
林ヶ原地区老朽ため池補強事業	昭和五十二年三月二十五日	岸本町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和五十二年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一日時 昭和五十二年五月六日（金） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 参議院地方選出議員選挙の立会演説会開催計画について

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一日時 昭和五十二年五月六日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県議会第二委員会室